

「東日本大震災義援金」の受付期間の延長について

日本赤十字社では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災された方々への支援のため、義援金の受付を開始しておりますが、現在も復旧・復興中であるため、次のとおり受付期間を延長することとしました。

つきましては、引き続き皆様のあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

義援金をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

1 義援金名

「東日本大震災義援金」

2 受付期間

令和3年3月31日（水）まで

※ 平成26年4月1日以降に収納された義援金は全て、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の4県の被災者の皆さまにお届けします。

3 受付方法

(1) 郵便振替口座

口座番号「00140-8-507」

口座名義「日本赤十字社東日本大震災義援金」

※ 郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料無料。

※ 半券（受領証）は、寄附金控除申請の際に利用できます。

※ 日本赤十字社からの受領証が必要な場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(2) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・ 保健福祉課（げんき 21）
- ・ 生田原支所地域住民課
- ・ 丸瀬布支所地域住民課
- ・ 白滝支所地域住民課

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。